

「Special Professor 問題」への対応について

2018 年 10 月 19 日 広島大学マスターズ広島幹事会

本年 7 月 15 日に、広島大学マスターズ広島の会員を含む広大退職教員で「平和科目」、「日韓理工系学部留学生向け予備教育」「大学院共通科目」などの授業を担当している客員教員(＝非常勤講師)に対して、広島大学より、新しくできた「Special Professor 制度」についての通知と、来年度の授業担当意向調査が送られてきました。

その主な内容は、本学の定年退職者を対象に Special Professor なる制度(雇用上限 70 歳)を創設し、広島大学定年退職者は従来の客員教授、客員准教授、客員講師の対象とはせず、授業に対する手当は 90 分当たり 5000 円(従来の半分)にするというものです。

これによると、広島大学マスターズ広島の会員を中心に現在実施している「平和科目」C. D.の授業担当者の大半が 70 歳以上ですので、この科目は事実上実施が不可能になる恐れがあり、大学本部へ問い合わせを行いました。その結果、事務担当者からは「Special Professor 制度の定年に関しては従来の客員教員と同様の取扱いで、70 歳はあくまで原則であって例外ありである。平和科目は、今年度(H30 年度)例外対応としたが、次年度(H31 年度)も例外扱いと考えている。」との回答がありました。

さらにその後のやりとりの中で、(1)今回送られてきた意向確認の文書は、本年度の客員教員にのみ送られたものである、(2)平成 31 年度からは客員教授ではなく、Special Professor になる、(3)平和科目担当の Special Professor には 70 歳の制限は設けないし、意向確認票は出さなくてよい、(4)「日韓理工系学部留学生向け予備教育」、その他広大マスターズ広島が広島地区で開講する学部・大学院科目にも Special Professor 制が適用されるが、大学側からの依頼によってマスターズが実施するものであれば平和科目と同様に年齢制限を撤廃する、というのが、大学当局のスタンスであることが明らかになりました。

こうした状況を受けて、幹事会では幹事や実際に講義を担当している客員教員の意見を求めるとともに、それらを踏まえて 7 月 26 日、8 月 8 日に会議を行って対応を検討した結果、この問題に関して大学当局に「要望書」を提出することを決め、これ以降、約 1 ヶ月にわたり、電子メールを通じて文案の検討を重ねてきました。そして、9 月 11 日付けで以下に掲げる「要望書」を提出しました。

しかし、残念ながら大学当局からは何の反応もなく、またその後の事態の進展についても知らされておられません。この問題はマスターズ広島がこれまで力を入れてきた「広島大学への貢献」活動の存続にも関わる重大な問題であり、「要望書」を会報とホームページに掲載することにしました。さらに、この問題に関して相田美砂子理事・副学長・教育本部全学教育統括本部長に対して、10 月 23 日付けで「質問状」を送付して回答を求めることにしました。これについても、同様に掲載します。

幹事会としては、会員のみなさまに広く認識を共有していただき、ご意見をお寄せいただければと考えております。どうぞよろしくお願いします。

広島大学マスターズ広島事務局

〒730-0053 広島市中区東千田町一丁目 1 番 89 号

広島大学東千田地区支援室気付

(FAX) 082-542-6964

(E-mail) masters2@hiroshima-u.ac.jp

要 望 書

平成 30 年 9 月 11 日

越智光夫 学長・広島大学マスターズ広島顧問殿
相田美砂子 理事・副学長・教育本部全学教育統括本部長殿

広島大学マスターズ広島 代表幹事 植木研介

先日、私ども広島大学マスターズ・広島大学マスターズ広島に所属している多数の会員に、相田副学長名で「平成 31 年度以降の授業担当について(意向確認)」なる文書が送付されてまいりました。その主な内容は、(1)Special Professor なる職を創設し、本学を定年退職した教員は授業を行う場合にはすべてこの職に属すること、(2)雇用上限は 70 歳とすること、(3)給与は 1 時限あたり 2,500 円(90 分授業 1 回につき 5,000 円)とする、などの点です。そして、平成 31 年度以降、Special Professor として授業を担当する意思があるか否かを、8 月 10 日(金)までに回答するよう求めています。

私ども広島大学マスターズ、及びマスターズ広島は、「平和科目」(「平和と人間—A,B,C,D」)の 4 科目(平成 30 年度受講生は 450 名)、及び「日韓理工系学部留学生向け予備教育」(日本と韓国の教科書の違いに鑑み、欠けたところ及び不十分なところを補う予備教育として、数学・物理・化学・生物の 4 科目について 10 月末から 3 月までの 10 週(各科目について週 1 回(90 分))を両マスターズで共同開講しております。また、大学院共通授業科目「学問と社会」、医歯薬保健学研究科の医歯薬保健学研究科医歯科学専攻修士課程の社会人大学院生向け「健康生活科学」、といった授業を担当しており、これらの授業創設・内容の企画には当初から参加し、授業担当者確保することにも全力であたっていました。

とりわけ、「平和科目」は PHP 新書の『広島大学は世界トップ 100 に入れるのか』(2016 年 8 月刊)の中で、山下柚実氏が「平和科目」を全学必修との点を重要視して論じており、これには越智学長も注目されていることと存じております。(「平和科目」実施の経緯に関しては、注 1 をご参照ください。)

こうした活動を行っております私どもの会員は、大半が 70 歳を越えております。注 2 に「平和と人間」の今年度担当者の年齢構成を示しておきます。これから 2～3 年後の年齢構成、平和科目の重要性および必修科目であることから判断して、大学として新しい若い世代の人々の授業担当の仕組みを検討・確立する必要があると思います。学生の不利益を回避し、広島大学における教育の質を維持という観点から、広島大学には、これらの科目、特に「平和科目」の授業実施に関して大学としての運営組織・体制を早急に検討・確立することを要望いたします。

給与を従来の半額に引き下げるという提案については、お送りいただいた文書では「より多くの方に本学での授業を担当していただけるよう」と理由付けされておりますが、私どもがこれまで提供してきました授業の質を考えるならば、率直に言ってあまりに一方的な提案だと存じます。むしろ、引き下げを機会にかなりの人数の人々が授業担当を止めることが危惧され、それに伴って平和科目などの実施体制の確保・維持が困難になることも考えられます。

私どもは、これまで広島大学における学生教育の後方支援の立場から、授業に誠実に取り組んでまいりました。大学をとりまく様々な厳しい環境についても、元広島大学構成員として一応の理解をしているつもりです。そして、私どもの組織内部におきましても平和科目、日韓予備教育、社会人大学院教育などにおける授業担当体制の整備・改善を、常々考えております。私どものこのようなスタンスをご理解いただき、以上の要望・疑問にお答えくださることをお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

敬具

(注 1)「平和科目」実施に至る詳細な経緯については、広島大学平和センター長・川野徳幸教授がまとめた報告書が、広島大学教育室教育推進グループ(教養教育担当)に保管されておりますので、ご参照ください。また、広島大学マスターズや広島大学マスターズ広島がなぜ「平和科目」に関与することになったのかについては、広島大学マスターズ創立 10 周年記念誌『広島大学マスターズ 10 年の歩み』(2017 年)の中に、「広島大学への教育支援」なる項目がありますので、ご参照ください。

(注 2)例えば「平和と人間 D」の講義担当者の年齢構成は、70 歳 1 名、71 歳 1 名、72 歳 1 名、73 歳 2 名、74 歳 2 名、75 歳 2 名、77 歳 1 名、80 歳 1 名の 11 名から成っており、2～3 年後には、「平和と人間 C・D」は講義の編成が困難に直面し、成り立たなくなることが大いに危惧されます。

質 問 状

平成 30 年 10 月 23 日

相田美砂子 理事・副学長・教育本部全学教育統括本部長殿

広島大学マスターズ広島 代表幹事 植木研介

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

10 月も後半となり、来年度の授業について担当者と内容を具体的に決めなければならない時期となりました。私ども広島大学マスターズ広島では、これまで大学からの依頼に基づいて、広島大学マスターズとともに「平和科目」、「日韓理工系学部留学生向け予備教育」を共同開講し、また、大学院共通授業科目「学問と社会」、医歯薬保健学研究科医歯科学専攻修士課程の社会人大学院生向け「健康生活科学」の授業を担当し、授業担当者を確保することにも全力で当たってまいりました。

この度、去る 7 月 12 日付けで客員教員宛に「平成 31 年度以降の授業担当について(意向確認)」なる文書が送られてまいりました。それによると、平成 31 年から「Special Professor」という職名が創設されること、その制度では、対象者を本学を定年退職した教員(定年以外の退職をした教授を含む)とすること(この対象者は、従来の客員教授、客員准教授、客員講師の対象にはならない)、給与は 2,500 円/1 時間(90 分授業を 1 回につき 5,000 円：現時点の案)とすること、発令期間は最長 1 年(更新あり)で雇用上限は 70 歳(Special Professor としての雇用上限)とすることなどと説明されています。

この制度に従えば、私どもマスターズが担当しております授業については、講師の大半が「70 歳以上の広大退職者」であるために、来年度以降は実行不能となります。このような事態が危惧されましたので、私どもは平和科目 WG 座長の川野徳幸教授などを通じて教育室や教育本部の考え方を尋ねるとともに、9 月 11 日付けで越智光夫学長と相田美砂子理事・副学長宛に「要望書」をお送りしました。その要望書では、私どもの基本的な考え方を説明しており、広島大学には、特に「平和科目」の授業実施に関して大学としての運営組織・体制を早急に検討・確立することを要望しています。また、給与を従来の半額に引き下げるという提案では、かなりの人数の教員が授業担当を止めることが予想され、平和科目などの実施体制の維持さえも困難になるのではないかと危惧されます。私どもの要望・疑問に対して、広島大学としての回答をお願いしました。

しかしながら、10 月 23 日現在、この「要望書」に対する回答をいただいております。また、この要望への対応が現在どのように進展しているのかについても、情報を得る機会がありません。したがって、私どもが抱いております疑問と危惧は解消されないままです。授業担当者への依頼は、私どもマスターズの中に置かれた責任者が行ってまいりました。現状のように授業運営の方法が不明確な中では、責任をもって授業担当を依頼することができません。そこで改めて、この問題に関して責任を持っておられる相田美砂子理事・副学長・教育本部全学教育統括本部長に対して、以下の点を質問いたしたく存じます。

質問項目

- ①平和科目、日韓理工系、大学院 2 科目の担当教員には、70 歳制限は適用されないのか否か。
- ②給与は 2,500 円/1 時間(90 分授業を 1 回につき 5,000 円)となるのか否か。

ご多用中のところを恐縮ですが、問題解消の緊急性から、11 月 9 日までに植木研介(住所：省略)まで書面にて御回答ください。どうぞよろしくお願いいたします。